

平成23年6月23日

監査報告書

独立行政法人労働者健康福祉機構
理事長 名川 弘一 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構
監事 青木 敏洋

監事 東海 直文



独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの、平成22事業年度における財務諸表及び予算の区分に従って作成された決算報告書並びに業務の状況について監査したので下記のとおり報告する。

記

I 平成22年度は、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員から事業報告を受け、重要文書を閲覧し、10 労災病院、1 総合せき損センター、3 労災看護専門学校、2 勤労者予防医療センター、9 産業保健推進センター、1 労災リハビリテーション作業所の計26か所の施設及び本部を实地監査した。

監査に当たっては、試査に基づき、会計に関する帳簿及び計算書類並びに業務執行に関する証憑を精査、検証したほか、質問等による通常の監査手続を実施した。

II 平成22事業年度における財務諸表及び決算報告書について、会計監査人から意見を聴取したところ、全ての重要な事項について適正に表示しているとの心証を得ている。

III 監査の結果、私どもの意見は次のとおりである。

1 財務諸表（独立行政法人通則法第38条第1項に基づく貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類、キャッシュフロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び付属明細書をいう。）は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されていると認める。

(1) 貸借対照表は、平成23年3月31日現在の財政状態を正しく表示していると認める。

- (2) 損益計算書は、平成 22 事業年度の費用収益の状況及び経営成績を正しく表示していると認める。
- (3) 損失の処理に関する書類(案)は、法令に適合していると認める。
- (4) キャッシュフロー計算書は、平成 22 事業年度の現金及び要求払預金の受け払い全てについて、活動区分別に正しく表示していると認める。
- (5) 行政サービス実施コスト計算書は、平成 22 事業年度の業務運営に関して、行政サービス実施コストに係る情報を一元的に正しく表示していると認める。

2 決算報告書は、予算の区分に従って予算の執行状況を正しく表示していると認める。

3 業務は、独立行政法人通則法、独立行政法人労働者健康福祉機構法、独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令及び独立行政法人労働者健康福祉機構業務方法書に基づき適正に実施されていると認める。

以上